

くらし安全安心だより

「数億円当選した」はずが5万円の支払いに —迷惑メールは無視しましょう！—

【相談事例】

申し込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに**何度も届く**ので、本当に当選したかもしれないと思い、**返信**した。当選金を受け取るには**登録料1万円**がかかると言われ、**指示されるまま**にプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って**送信**した。その後も**手数料などの名目で請求**があり、合計で**5万円**ほど支払ってしまった。返金してほしい。 (60歳代 男性)

【アドバイス】

★「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの**心当たりのないメールやSMS（ショートメッセージサービス）**が届いたときは、**絶対に開かず、すぐに削除**してください。

★**安易に連絡**をしてしまうと、**金銭を要求**されたり、**個人情報**を聞き出されたりする**危険**があります。メールの内容には、**反応しない**ようにしましょう。

★不安を感じたときや困ったときは、**早めに消費生活センターなどにご相談**ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時

(☎23-5800)